

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 8 月 21 日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委規則第 3 号

秋田市立秋田商業高等学校学則の一部を改正する規則

秋田市立秋田商業高等学校学則（平成 3 年秋田市教委規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「720名」を「630名」に改める。

附則第 2 項を次のように改める。

（生徒定員に関する経過措置）

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条の表中「630名」とあるのは、それぞれ次の表の右欄に掲げる字句とする。

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	690名
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	660名

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。